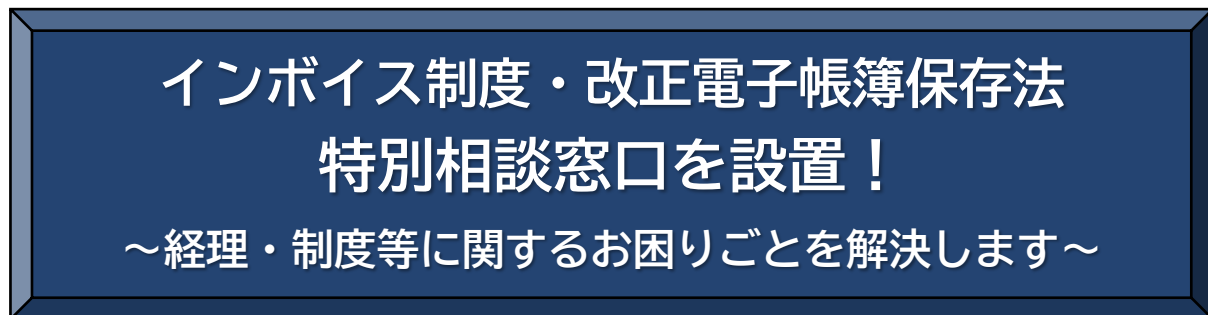


報道機関各位



令和5年10月に始まった「インボイス制度」や令和6年1月から開始が予定されている「改正電子帳簿保存法」の影響で、経営や経理事務等にお困りの事業者や免税事業者の方を支援するため、特別相談窓口を設置し、経理事務や制度への対応に関する相談を受け付けます。

つきましては、ぜひ当窓口を広くご周知いただきたくご案内申し上げます。

■相談窓口について

設置期間：令和5年12月1日（金）から当面の間

設置場所：（公財）北九州産業学術推進機構 北九州市中小企業支援センター内
北九州市戸畑区中原新町2番1号（北九州テクノセンタービル1階）

受付時間：原則、毎週月曜日 9:00～17:00（事前予約制）

相談費用：無料

相談体制：専門相談員（税理士）が対応（週1日程度勤務）

対象者：市内中小企業者

※ 詳細は、別添「特別相談窓口案内チラシ」をご確認ください。

■相談の内容（イメージ）

（1）インボイス制度

- ・免税事業者だが、課税転換した方がよいのか悩んでいる。
- ・実際の経理事務で不明な点がある。
- ・インボイスの登録はしたが、消費税申告のやり方が分からない。
- ・インボイス制度に使える補助金を知りたい。

（2）改正電子帳簿保存法

- ・改正電子帳簿保存法への具体的な対応が分からない。
- ・準備する必要があるのか。

【問合せ先】産業経済局中小企業振興課

担当：遠藤（課長）、藤原（係長） TEL：093-873-1433